

日 程	開 催 日 令和6年(2024年)1月29日(月) 開始時間 午前 10時00分 終了時間 午前 11時30分 開催場所 西宮市消費生活センター 第1学習室、実習室		
議 事	1. 会長あいさつ 2. 出席委員確認 3. 会議録署名人の選出 4. 議題 (1) 西宮市の消費者行政の取組状況について (2) 第2次西宮市消費者教育推進計画の推進について (3) その他		
委 員	出席委員		欠席委員
	委員	大本 久美子	木村 裕介
	委員	大森 頼宗	
	委員	川崎 初美	
	委員	木元 早苗	
	委員	中本 貴司	
	委員	平山 亜弓	
	委員	三宅 ゆかり	
	委員	吉井 美奈子	
			委員は50音順  以上8名出席
事務局	産業文化局産業文化総括室 室長		杉原 和彦
	消費生活センター 所長		赤松 圭
	消費生活センター 係長		胡 奈緒子
	消費生活センター 係長		廣田 景子
	消費生活センター 係長		井上 雅仁
			以上5名出席
傍聴状況			
	傍聴者 1名		

会 長 <開会・会長あいさつ>  
ただいまから、第27期西宮市消費生活審議会第5回審議会を開催いたします。開催にあたりまして一言ごあいさつ申し上げます。

会 長 続きまして本日の審議会の出席状況と傍聴人の状況につきまして、事務局に報告をお願いいたします。

事務局 <出席状況及び傍聴人についての報告>  
ご報告いたします。当審議会の今期委員数は9名です。本日出席の委員は8名、欠席の委員1名で、西宮市附属機関条例第3条第5項に規定しております過半数の要件を満たしておりますので、本日の会議は成立していることを報告いたします。  
また、傍聴を希望されている方が1名おられることを併せてご報告いたします。

会 長 ありがとうございます。  
本日は傍聴希望者1名ということでした。皆様にお諮りします。傍聴を許可してよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

会 長 それでは入室していただいでください。

(傍聴希望者入室)

会 長 <会議録の署名人の選出>  
会議録の署名人につきましては氏名の50音順でお願いしておりますので、前回三宅委員と吉井委員にお願いしていました。今回は、大森委員と川崎委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。今回も審議会資料を事前に送付いただいでおまして、本日ご持参いただいでいると思います。事務局から配布資料の確認をお願いいたします。

事務局 <配布資料の確認>

\* 事前配布

- (1)議題 (1) 西宮市の消費者行政の取組状況について (12月末現在)
- (2)議題 (2) 第2次西宮市消費者教育推進計画の推進について
- (3)別紙 令和5年度消費者教育・啓発事業について (12月末現在)

\* 当日配布

- (1)次第
- (2)振込通知書 (振込のある方のみ)

傍聴される方にお願いがございます。お渡ししております資料は、内部で検討中の資料で、今後訂正の余地がある関係で、外部に公表できる状態ではありませんので、審議会終了後、退出の際に事務局に返却していただきますようお願いいたします。

会 長 それでは議題に入らせていただきます。  
「議題 (1) 西宮市の消費者行政の取組状況について」事務局から説明をお願いします。

事務局 <令和5年度12月末現在の西宮市の消費者行政の取組状況について、「(1) 西宮市の消費者行政の取組状況について (12月末現在)」、「別紙 令和5年度消費者教育・啓発事業について (12月末現在)」資料に沿って説明>

「(1) 西宮市の消費者行政の取組状況について (12月末現在)」

●消費生活の相談状況

①相談件数

- ・相談件数は若干減少しているが、昨年度とほぼ同件数

## ②相談内容

- ・商品やサービスが何なのか特定できないもので、請求対象が書かれていない不審な請求や身に覚えのない商品発送に関する SMS などの相談の「商品一般」が多くなっている

### ●高齢者の被害防止に向けた取組

#### 《通話録音装置無償貸与事業》

- ・地域防犯を担当している部署で、昨年度に引き続き特殊詐欺等対策電話機等購入補助、令和5年度7月より70歳以上の高齢者を対象とした自動通話録音機無償配付事業を実施していることもあり、申請件数は前回と変更なし
- ・両事業が受付を終了したこともあり、今後消費生活センターの貸与事業を利用する方が増加していくと思われる

#### 「別紙 令和5年度消費者教育・啓発事業について（12月末現在）」

### ●市政ニュース消費生活ガイド、宮っ子くらしのインフォメーション

→引き続き行っている

### ●知って得する消費生活講座

→引き続き行っている

これまで消費生活センターや公民館で対面講座を実施していたが、2月の土曜日の午前中に『はじめての資産運用』というテーマでオンライン講座開催予定。3月は兵庫県弁護士会より講師を迎え、『ペットに関連する法令とトラブル事例』の講座を対面で実施予定。

### ●消費生活出前講座

6月末現在19回、9月末現在33回、12月末現在62回実施。

### ●親子消費者教室

12月23日土曜日に『親子で学べるお金の学校』を図書館で実施。土曜日の午前中の開催であったためか、男性の保護者も多く参加。

会 長      ありがとうございました。  
            ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

委 員      相談件数についていつも気になっていましたが、最近知人の女性であった事例を紹介しますと、化粧品の販売で初回限定が安いということで申し込みました。ところが解約しようとしても、なかなか解約の仕方がネットでわからない、偽サイトじゃないか、ということがありましたので、消費生活センターに相談したら、というアドバイスを伝えました。早速相談したら対処してもらったということで非常に本人からも感謝されました。そういうことで大変お世話になっている仕事であるということを再認識しましたし、件数も多い方がいいと思っていましたが、多すぎてもいけないという認識を新たにしたいのと、1件1件の件数でしかないですが、色々多岐にわたる相談が来ているので、大変かな、という感想です。そういう重要性を認識したのと、2点目は受付体制、相談するには利便性や色々問題がありますが、その体制や利便性についてどうしているのかということについて、不勉強でもありますので、教えていただきたいということ、今まででもありましたが色々な啓蒙、啓発をやっておられるということで、「宮っ子」を拝見していましたが、同じような初回限定や、ネットであった消費者トラブル、全く同じものが書いてありましたので、特にシニア層については色々な媒体で繰り返しお願いしたい。

会 長      ありがとうございました。  
            今ご質問ありました利便性のところはどうされていますか、ということで回答をお願いします。

事務局      ありがとうございます。委員がおっしゃったように定期購入の相談は非常に多いです。これは高齢者から若い方まで初めは無料であったけれど実は定期購入だった、インターネットのどこのサイトに解約の連絡をしたらいいのかわからない、ということもよくありますので、そういう時は消費生活センターの方にご相談いただければと思います。  
消費生活センターは現在3階に事務所があります。月曜日から土曜日まで開いております、相談時間は9時から12時、13時から16時45分までとなっております。相談員が6名おりまして、大体1日4名ぐらいを目安にしております。相談件数は、実は西宮市は非常に多いです。もちろん政令指定都市の神戸市はもっと多いですが、人口で比べても、西宮市は相談件数が多いです。認知が高いのか、それだけ相談に至る被害に遭っているのか、難しいところです。利便性においては、

この西宮北口という場所、市役所ではない商業施設ということがありますので、非常に来られる方も多いです。もちろん電話の方も多いです。現在は電話及び対面での相談となっております。

会 長 ありがとうございます。  
電話及び対面ということですが割合としてはどれぐらいになりますか。

事務局 圧倒的に電話の方が多いです。

会 長 ここは利便性もいいし、成熟した消費者といますか、きちんと意見を述べるというか、困った時にはこういうことで困っているがどうすれば良いか、とご相談にこられる消費者が多く、数字が高いのではないかと想像しているのですが。

委 員 対応する職員の手は足りているのでしょうか。

事務局 日によって相談件数は変わりますが、相談員も日々勉強しながら研修に行ったり、県のセンターにも研修に行かせていただいておりますが、日々知識を増やしながら、今のところ、人手が不足というところまで忙しい状況ではございません。しかしながら、相談は長いですし、消費者が納得する答えを出して全部解決すると言われると難しいところです。基本的に自主解決の手助けをするのが消費生活センターの役割であり、こちらで全てできないところもありますので、どうしても相談者が納得できないパターンもあります。相談員のストレスがたまるようなところもありますが、皆で支えながらやっております。

会 長 1日あたり4名ぐらいはおられるということですね。ご相談された方は、70歳以上の方ですか。それとも60歳代ですか。

委 員 70歳代ですね。

会 長 やはり70歳代が935件というのは、そういうことですね。

事務局 若い方は、まずインターネットで色々調べるのですが、ただそれが正しい情報か間違った情報かというのは難しいところです。実際には18歳成人年齢引き下げがありましたので、契約について高校3年生も未成年と成人が一緒になるという非常に難しいところですし、もちろん小学生、中学生のゲームの課金の相談もやはり多いです。未就学児でも自分でスマホを操作ができますし、大学生だと、エステや情報商材の副業の相談が入っています。日々、トラブルが増えてくる。先ほどおっしゃったような地震があれば地震に関する詐欺、何か起これば、それに対して、悪さをしようとする人たちが増えてくるという難しい世の中です。またスマホができたので、非常に皆さんネットが身近になってトラブルも増える原因なのかなと思います。

会 長 はい。ありがとうございました。それでは他にいかがでしょうか。  
それでは次に議題「(2) 第2次西宮市消費者教育推進計画の推進について」事務局からお願いします。

事務局 <(2)「第2次西宮市消費者教育推進計画の推進について」資料に沿って説明>

前回「成果計測のための指標」が「目標・行動」になっているという指摘があったため、修正、変更。左から各<推進の方向性>、次に<達成目標>、それに対する<具体的施策>と<主な取り組み>、その<取り組み状況>となり、最後にそれに対する現状の<自己評価>となる。<達成目標>は前回の「成果計測のための指標」をベースに記載し、<具体的施策>は変更なし、<主な取り組み>は「目標・行動」で記載された部分、<取り組み状況>は各取り組みで人数が記載していないところに人数を加筆したが、記載事項は同じ。最後に現状の<自己評価>を記載。

#### (1) 学校での消費者教育の推進

<達成目標>

- ・学校での出前講座の充実

・教育委員会や学校と連携して消費者教育に関する研修を実施し、協力関係を築く  
＜具体的な施策＞、＜主な取り組み＞

前回の記載と同じ

＜自己評価＞

- ・「学校での出前講座の充実」では、学校での実施校数は増加傾向。しかしながら、中学校や高校からの申請は依然少ない状況  
→引き続き、教科研究会や校長会を通して学校等への講座の周知を図っていく必要がある

## (2) 地域での消費者教育の推進

### ●図書館での消費者教育の実施

＜達成目標＞は前回の「成果計測のための指標」として記載していたものを＜達成目標＞に変更。＜具体的な施策＞、＜主な取り組み＞、＜取り組み状況＞は前回と同じ。

＜自己評価＞

- ・意見交換会を実施し、令和4年度から消費生活センターで実施していた夏休み親子消費者教室を今後年2回、図書館で実施  
→図書館職員から講座に関連する本の紹介をすることで、今後の学びに繋げることができた

### ●公民館での消費者教育の推進

＜自己評価＞

- ・公民館地域学習推進員会講座への出前講師の派遣は増加  
→定期的に実施できるような情報提供が課題

## (3) 高齢者の消費者被害防止

＜達成目標＞、＜具体的な施策＞、＜主な取り組み＞、＜取り組み状況＞、地域での消費者教育の推進と変更内容は前回と同じ。

＜自己評価＞

- ・新型コロナウイルス感染症の影響もあり、高齢者の集まり等も減少傾向にあり、出前講座実施回数も少ない状況
- ・市内で相談が増加したトラブルについて、高齢者見守り機関への情報提供を実施することができた  
→今後は民生委員等への情報提供などの実施も図っていく

## (4) 各主体との連携の「場づくり」と情報共有

前回は「具体的な施策」以外の記載はなかったが、今回改めて加筆。

＜達成目標＞

- ・各項目とも「定期的な情報交換会を実施する」としている

＜主な取り組み＞

- ・各関係機関との意見交換会の実施

＜取り組み状況＞

- ・意見交換会の実施状況

＜自己評価＞

- ・学校では、教育委員会との意見交換会を実施し、学校での現状を把握することができた  
→今後も教育委員会との協議や県が実施した学校への調査を通じて、情報提供の仕組みや教材の提供を検討
- ・地域では、図書館や公民館との意見交換会を実施し、新たな講座や研修を実施することができた  
→引き続き意見交換会を通して、各機関と連携した新たな講座や研修の実施を図りたい
- ・高齢者の被害防止では、福祉局の関係部署と協議し、効果的な情報提供の手段を協議することができた  
→今後は定期的な情報共有のための意見交換会の実施を図っていきたい

## (5) 効果的な情報の一元化と情報発信・情報提供

<達成目標>は他と同じで前回の「成果計測のための指標」として記載していたものを<達成目標>に変更、<具体的施策>、<主な取り組み>、<取り組み状況>は変更なし。

#### <自己評価>

- ・情報教育の一元化では、現時点で、市民や消費者教育の担い手が消費者教育の情報を取得しやすい消費生活センターのホームページの修正はできていない  
→学校との意見交換を通じて、学校の授業で使用できる動画や資料の提供について、国や県が作成した動画の URL を提供するなどを図っていききたい
- ・オンライン等の情報発信では、今計画策定後、新たにオンライン講座を実施した。  
→今後は兵庫県が実施しているようなアーカイブ配信も可能な講座の開催などの実施も検討していききたい  
Xでの啓発については、動画などの効果的な啓発も検討していききたい

#### (6) 消費者教育の担い手の育成・活用

今回は「具体的施策」以外の記載はなかったが、今回改めて加筆

##### ●学校

#### <目標>

- ・教育委員会や学校と連携して消費者教育に授業作りのアイデアや教材情報の共有を図り、授業等で実践

#### <具体的施策>

- ・教育委員会と連携した研修の実施

#### <取り組み><取り組み状況>

- ・研修会の実施

#### <自己評価>

- ・毎年実施している小中学校消費者教育研修会で契約の知識等、授業に利用できる研修を実施することができた  
→今後も、出前講座等を通じて、教員と連携した授業作りを進めていききたい

##### ●地域

#### <具体的施策>

- ・担い手の育成

#### <達成目標>

- ・講座等の実施

#### <主な取り組み>

- ・公民館推進員に対する消費者教育の研修会の実施
- ・西宮市消費者団体連絡会と連携した啓発事業の実施

#### <自己評価>

- ・消費者団体と連携した講演会を実施し、市民への啓発を図ることができた  
→公民館推進員等、地域の担い手に対する研修等は未だ実施できていない部分があるので実施を図っていききたい

##### ●高齢者の見守り

#### <具体的施策>

- ・担い手の育成

#### <達成目標>

- ・研修会の定期的な実施

#### <主な取り組み>

- ・民生委員や地域包括支援センター等への消費者トラブルの研修会の実施

#### <自己評価>

- ・見守り機関への情報提供を実施  
→今後は研修会を実施し、消費者トラブル事例の紹介とともに、センターへの相談、対処法の共有を図っていききたい

#### (7) 関連分野との連携

<具体的施策>

- ・庁内連携を実施

<達成目標>

- ・連携の内容を整理し、結果に繋げられる連携のしくみを確立
- ・年間のスケジュールを共有できるしくみを整える

<自己評価>

- ・消費生活展で庁内の消費者教育に関連するチラシ等の啓発を実施  
→今後は分野ごとの庁内連携連絡会を実施するなど、庁内での消費者教育に関する事業を把握し、必要な情報の提供や連携した事業等の実施を協議していきたい

会 長 はい。どうもありがとうございました。  
ただいまのご説明につきまして、何かご質問ご意見ございましたらよろしく申し上げます。

副会長 議題（２）、No.3の表の定期的な情報交換会を実施する、学校や教育委員会との意見交換会をされているのが、令和3年だけだったのですが、令和4年はどういう事情で出来なかったのでしょうか。

事務局 毎年全て出来れば、と思うのですが、1つずつという形で、3年度は学校、4年度は高齢者ということ。ちょうど明日、教育委員会の方と話をします。

副会長 それは令和4年度に入るのでしょうか。

事務局 5年度になります。  
ちょうど兵庫県が計画を作成する際に、学校に調査をかけておられましたので、その情報を内部資料としていただきました。そこで、授業が必要なので大変、ということが分かりました。ですので、各学校の先生から動画みたいなものがあつたほうがいいというご意見もその中にありましたので、こちらで動画作成となると、どうしても人員が必要ですので、国や県、色々なところで、有効な動画等がありますので、それをどういう形で先生たちに繋げたらいいか、方向を考えることで、担い手の育成というわけではないですが、私たちでできない、学校でしかできないこともありますので、手助けをできればと思います。もちろん、出前講座についても、利用も増えておりますので、引き続きお願いしたいと明日話をしていこうと思います。

副会長 印象としてその定期的な、というのが、例えば8月に毎年やりますとか、年に1回定期的にやります、という印象がありますので、どういうスケジュールで、まだ模索中なのでいつがいいかもあるとは思いますが、月1回定期的にやるという印象がつくので、書き方はこれでいいかどうかはわからないですが、年1回はやるとか、すごく大事なところで、一方的にならないように情報交換しながら、資料を提供していくのは非常に大事だと思います。何かこの辺りの時期を決めておくとか、兵庫県とも相談しながらそこに便乗させてもらおうとか、何かイベントをされる時には乗っていく、みたいにぜひどんどん進めていって欲しいと思います。  
ありがとうございます。

会 長 ありがとうございます。他いかがでしょうか。

委 員 最後のオンラインなどの情報発信のところ、ツイッターでの消費者啓発の実施と書かれているのですが、ツイッターでの発信が、令和3年と4年と比べると、4年は少なくなっていますが、ツイッター自身が古いツイッターから新しいツイッターに変わって、私も結構SNSはよくやるのですが、ツイッターはあまりしたことがなく、新しいツイッターを使って何ヶ月か経つのですが、要領がわからなくて使いづらいのですが、これどうまくいくのかなと思ひまして、どうですか。

事務局 そうですね。定期的に更新、というのが今出来ていない状況ですので、少なくなっています。あとは、フォロワーは残念ながらこの人数、というのがあります。

委 員 見ることはすごく簡単にできるのですが、実際英語表記の文書が多くて、アカウント作って何か投稿しようと思ったら、設定を何とかしないといけない。そこがよくわからない。ちょっと難しくなっているのかなと思います。

事務局 兵庫県はXはされていますか。

委員 しています。

事務局 定期的に更新できれば、とは思っていますが、あとは、フォロワー数を増やすには、インフルエンサーではないですが、そういった影響がある有効な動画があればいいのですが、なかなか出来ない状況です。

会長 ありがとうございます。他にいかがでしょう。

委員 議題(2) No.2の「高齢者を消費者被害から守るための消費者教育の推進」、非常に高齢者の被害防止は大切なことだと思っていますが、この<取り組み状況>の2つ目で、高齢者の団体への出前講座を実施されていますが、具体的にどのような団体に出席講座をされたのでしょうか。

事務局 老人クラブなどからの申請があります。出席講座ですので申請に基づいて、という形になっていて、コロナ時期からそういう老人クラブの活動が減少してきているのですが、最近少しずつまた、自治会や老人会などの方の申請も増えてきています。

委員 そうなんですね。それで<達成目標>は高齢者本人を対象とした消費生活講座を開催されるということ、一番下に福祉機関が主体となって講座を開催できるというのがありますが、確かに高齢者の方は普段からコミュニケーションをとっていらっしゃる方のお話はすごくすっと入ってくるというのも聞いていますので、そういう意味で、福祉機関、例えばデイサービスや老健施設のスタッフの方が主体となって講座を開催できるというのが、達成目標ということですね。そうすると、老健施設の方に対する研修や出席講座をされるのも非常に大切だと思いますが、まず老健施設に出かけて行って、そこで高齢者に出席講座をされる。老健施設のスタッフの方もそれを見られると、こういうふうに行っているのかと、すっと入っていくような気がします。スタッフの方に対する出席講座、プラス老健施設の高齢者に出席講座をされて、スタッフの方に次からこんな形でいただけたらいいのではないですか、と示されると、福祉機関が主体となって講座を開催できるという方向に、スムーズに行くのではないかと思います、いかがでしょうか。

事務局 前回の審議会でも話しましたが、高齢者の見守り機関、包括支援センターみたいなところへまず私たちが研修、というわけではないですが、こういう被害が増えています、こうするにはこういうところを見てくださいな、というようなものを研修のような集まる場所に参加してもらって、お話しする、というところからがまず一歩なのかな、そこから知ってもらって出席講座に繋げてもらってという話になるので、なかなか私どもで、福祉団体、先ほどおっしゃった老健に行くことはまだ出来ていないですが、たまに地域包括支援センターから、出席講座の申し込みがあって実施しています。まずはその1つ目、高齢者の見守りの方に対してのアプローチが必要なかなと思います。

会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

委員 今のところに関連して出席講座で目につくのは公民館地域学習推進員や、民生委員の方、社会福祉協議会がありますが、そこには相談員の方が行かれているのか、どういうスタッフの方が行かれているのかということと、お忙しいのかなという思いですね。それと、ボランティア活動的な要素が消費生活センターにはないのか。例えば、教育委員会であれば、地域の人たちが色々お手伝いするところがありますが、非常に専門的で責任がありますので、厳しいとは思いますが、中には社会的スキルを持った人もいますので、とは思いますが。2点ほど思いました。

事務局 まず、出席講座の講師ですが、私どもは相談員ではなく、外部の登録講師がいて、消費生活アドバイザーやファイナンシャルプランナーというような方が講座に出かけています。ボランティアについてですが、まだ本市ではないのですが、他市では消費生活サポーターをやっていらっしゃる場所もありますので、おっしゃるように、高齢者でも手助けが必要な方もいらっしゃると思います、高齢者自身が担い手であったりするので、そういう意味でサポーターというのをどういう形でお願ひするのか、ただ情報提供していただきね、とするのか、その辺のところはなかなか難しい、私どもではまだできていない状況ですが、そのようなサポーターを作っている場所もあります。



- 会 長 よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。
- 委 員 北部の公民館にも消費生活センターより講座に来ていただいています。公民館運営協議委員会の中で広報が行き渡っていないのではと指摘がありました。北部の老人会の中では広報も行き渡りません。公民館と地域がどのように連携をしていけばいいのかが課題です。
- 事務局 塩瀬の公民館推進員の方は非常に熱心な方で、毎年、出前講座を利用していただいているのですが、やはり参加者が限られているのでしょうか。
- 委 員 北部の参加が多いのは、老人会との連携が取れているからだと思います。北部も含め、市内の一般市民の方々にも講座を聞いていただきたいので、広報の仕方を検討できればいいと思います。
- 事務局 私どもの講座を開催する際は、市政ニュースや「宮っ子」に記事を載せたり、あとは公民館や色々な所にチラシは置いてはいますが、どうしても紙媒体になってしまい、若い人達や働いている世代が見るような媒体というのがどこも今は難しいというのがあって、広い世代に行き渡っていないのかもしれない。
- 副会長 Xで流せばどうでしょうか。
- 委 員 市政ニュースは専門の人がポストに直接入れていただいているような気がしますが、「宮っ子」は自治会ごとに役員の方が、会議でもらって配るので、その月の中頃ぐらいに会議があるとその（イベントの）開催が終わっています。消費生活展についても終わった後に配られた、ということも1回ありましたので、だからそういうこともあるのかなと思いました。
- 事務局 「宮っ子」は各自治会で配られるというのは聞いています。
- 委 員 それが遅かったりします。
- 事務局 そこはなかなか難しいところです。
- 副会長 市民向けだから、それはXでは流せないですか。
- 事務局 流せます。
- 副会長 例えば、イベントの紹介で市民ではない人がたくさん来ても困るので、市民向け、ということで、そういう軽くて急ぐ情報は、詳細は例えば「宮っ子」を見てください、ということでもいいかもしれないですね。実際見たところで、若者がじゃあその日に行けるかは難しいかもしれないですが。
- 委 員 多分平日の午前中とか午後なので、ちょっとしんどいかなと思います。
- 副会長 だけど、（講座を）やっているんだ、ぐらいいは知っておきたいかもしれない。知らなかったから行けないよりは、知っているけど行けない方がいいと思います。
- 事務局 そういう意味では土曜日やオンラインをしていく、ということで、一度兵庫県の講座を見にいかせていただいたのですが、いつも金曜日に（講座を）実施して、申し込んでおけば、アーカイブで土日や夜遅い時間でも自分の好きな時間で見られる、という非常にすばらしい試みをやっているなと思います。オンラインだけではなくて、その後に自由な時間に見られる、という形が若い方たちにとって一番良いので、こちらも技術を高めて出来るよう、内部でも進めていきたいと思っています。
- 会 長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

委員 学校の出前講座が、これはコロナ禍だったというのももちろんありますが、もう何年もやっていないので、出前授業ってどんなことをしてくれるの、というようなところはどうしても多々出てくるかと思えます。案内チラシを学校なり、委員会なり、それから教科等研究会なりでもらってくるのですが、ああそうか、で終わってしまうというのが、現状だと思います。QRコードを読み込んで、長くて5分ぐらいで（出前講座の）様子をスライド的に、こんな内容ですよ、と見せられるものがあれば、もうちょっとイメージができて、出前講座をお願いしてみようかなと思わせることができるのではないかと、コミュニティスクールにしてもPTAにしても、そんなのがある、ちょっと見てみてこれどうですか、と言えると説明もしやすいので、もうちょっと増えるかなと思えます。どうしても社会や、家庭科以外の先生だけ渡しておいたらいい、みたいなのがあるのかなと思えますので、検討していただければ。

事務局 そうですね、サンプルというわけではないですが、題目だけではわからないので、簡単な紹介動画という形で、現状はまだできていないですが、そういったところは可能か検討してみます。中学校はなかなか授業が多く、忙しいと聞いておりますので。

会長 ちなみに今はどのような形で教育委員会に出前講座のご案内をされていますか。

事務局 学校にチラシは送っているのですが、今年は小学校と中学校の家庭科の研究会で、今のトラブルとともに出前講座の案内をさせていただきました。研修会もありますと紹介を1回させてもらいました。

会長 ということは、講座の内容は消費者トラブルの内容という形でご紹介をされていますか。

事務局 チラシを見て、こうやってこういうふうな形で様々なテーマでやっております、ということの説明しました。

会長 テーマは金融や、食品ロスとか色々なことやっていますよ、ということがわかるようなチラシになっているということですね。

事務局 ですので、今年は小学校から『SDG sを知ろう』という出前講座の申し込みがありました。

会長 本当はこのように、出前講座を依頼した先生が口コミで広げてくれるのが一番早く広がると思うのですが、なかなか事前の打ち合わせの時間のない現場の先生方は、出前講座を呼ぶのにハードルが高いとおっしゃるので、そこをどう解決していくのかというようなところも課題と考えます。1度うまく授業にはまるとまた来年も来てください、と継続されると思うのですが、初回はなかなかマッチングが難しいと思っております。

事務局 そうですね。毎年申し込んでいただける学校というのは、前回良かったということで、校長先生もよかったからとっていただいたり、先生が引き続きしていただいたり、少しずつ校数が増えてきていますが、同じ実施校だけではなく、年度ごとに少しずつ枠が広がっているので、非常にありがたいです。市内小中学校がたくさんありますので、それを増やしていくには、おっしゃったように簡単な紹介動画が効果的だと思いますので、参考にさせていただきます。

会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

委員 ますますインターネットによるサービスなどが増えていく傾向にあると思いますが、今日の新聞で健康志向に乗ってか、プライベートレッスンスポーツトレーナーとのオンライン契約で、解約方法がわかりにくい、いつの間にか複数回の契約になっているという情報もありました。行政としても、教育・啓発に力を入れられているとは思いますが、やはり法規制に繋がるような動きも必要かと思っています。そこに繋げるには全国でどれぐらいの件数があるのか、その内容がどういうものなのか、また何がわかりにくくてそのようなトラブルが発生しているのか、などの分析も必要であると思えますし、そのような取り組みをすでに行われているとは思いますが、よりタイムリーに迅速に法的な規制というのも重要だと思いますので、そちらの取り組みを引き続きお願いしたいと思います。意見です。よろしく申し上げます。

事務局 インターネットやスマホから契約する定期購入がわかりにくいということで、ちゃんと記載するように、と特商法でも改正になって、そういうことを書かないと契約取り消し可能になります、と少しずつ強化をされているのですが、まだまだ特に、Xやインスタに広告が出てくるのですか、私はやったことがあまりないのですが、そこから入っていくと、どこと契約したのか、どこに支払っているのかわからないということで、まずそこから消費者の方がどうしたらいいのかわからないという相談が多いと聞いております。私どもの情報は、国の国民生活センターに全て集約されて発表されたり、また県の方でも、そういう県内の情報については、発表していただいている形なので、多分知らされているとやっぱり、受け取る、なかなかそれを間近で目の前にすることが難しい。それはそうなのかという形なので、なかなか難しい。

会 長 ありがとうございます。それでは他にいかがでしょうか。

副会長 先ほどのネットで購入の話の続きですが、そういうサイトに出てきた広告に入ると、本当に入口がわからなかったり、ログインがわからなくなるので、一旦会社名や商品名をチェックして、閉じる。で、もう1回、グーグルやサファリなどの検索サイトでもう1回それを入れて、そのサイトを目指して飛んでいくと、そこで「あやしい」とか「～詐欺」とか勝手に出てきたりして、自分の中でクールダウンして探すことができるので、どんどん入っていかなくて、一旦、もう1回検索し直すといよいよ、という話をワークショップでしているのですが、もちろんそれでも引っかかるケースはあると思いますが、どんどん入っていくとわからなくなるというのは、非常に大事なコメントだと思いますので、私も意識してまた、教育の方でも伝えていきたいと思います。

会 長 ありがとうございます。他よろしいでしょうか。  
本日はたくさんのご意見ありがとうございました。議題は以上となります。  
議題以外のことで結構ですので、何かご意見やご感想がございましたらよろしくお願ひします。  
ご要望でも結構です。この際、こういうことはどうでしょうか、というご要望も含めてご意見をいただければと思います。  
それではご意見はないということですので、少し時間が早いですが、本日の会議をもちまして第27期審議会を終了させていただきます。  
どうもありがとうございました。

事務局 ありがとうございます。  
本日で第27期の審議会が終わりますので、最後に委員の皆様一言ずつごあいさつをお願いしたいと思います。

<各委員あいさつ>

事務局 委員の皆様ありがとうございました。  
引き続きの方もいらっしゃるの、今後ともよろしくお願ひします。  
では、最後に事務局を代表いたしまして、産業文化総括室の杉原より委員の皆様にごあいさつさせていただきます

<杉原室長あいさつ>

事務局 それでは、本日の議事はすべて終わりましたので、第27期第5回消費生活審議会を終了いたします。  
長時間ありがとうございました。